

滋賀県共生社会サポーターステッカー実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例(平成31条例第8号。以下「共生条例」という。)第4条第2項に基づき共生条例の理念等の更なる普及等を図り、障害者への合理的配慮の提供を促進するため、共生条例の理念等に共感する者が、共生社会サポーターとして、当該理念等に沿って積極的に取り組んでいく意思を対外的に表明する共生社会サポーターステッカーの実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要領においては、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 共生社会サポーター

共生条例第5条に基づき、共生条例の理念等に共感し、当該理念等に沿って積極的に取り組んでいく意思を対外的に表明する者をいう。

(2) 障害のある人

共生条例第2条の「障害者」をいう。

(3) 事業者等

県内に所在する事業者、行政機関等をいう。

(共生社会サポーターステッカーの申請)

第3 共生社会サポーターとなることを希望する者が、共生社会サポーターステッカーの申請および配布を受けようとするときは、別表1に掲げる事項について適切な対応ができる事業者等が、別表2に掲げる事項に同意のうえ、様式1の申請書を知事に提出すること等により行う。

(共生社会サポーターステッカーの掲示)

第4 共生社会サポーターステッカーは、事業者等の店舗等の利用者から見えやすい場所に掲示するものとする。

(共生社会サポーターステッカーの掲示の中止)

第5 共生社会サポーターステッカーの掲示を行う事業者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、共生社会サポーターステッカーの掲示を中止するものとする

(1) 関係法令の違反が認められるとき

(2) 申請内容に虚偽が認められるとき

(3) 別表2の同意事項を守らないとき

(4) その他知事が共生社会サポーターステッカーを掲示する事業者等として不適当であると

認めるとき

第6 知事は第3の申請があった事業者等が、第5の事由に該当すると認められるときは、共生社会サポーターステッカーの配布を行わないことができる。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和5年3月20日から施行する。

(別表1)

1 障害または障害に関連する事由を理由とした差別を行わないこと やむを得ず、次の内容をしようとするときはその理由を説明し、理解を得るよう努めること (1)障害のある人が求めるサービス提供等を断るとき (2)求められたサービス提供等に当たって場所、時間等を制限するとき (3)障害のない人に対しては付さない条件を付すとき
2 合理的配慮の提供を積極的に行うこと ・障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担の重くない範囲で積極的に対応を行うこと ・求められた対応ができない場合は、丁寧に理由を説明し別の方法を提案するなど建設的な対話を行うこと
3 共生条例の理念にのっとり、障害等に関する理解を深めるよう努めること

(別表2)

1 共生社会サポーターステッカーは、事業者等の店舗等の利用者から見えやすい場所に掲示すること
2 共生社会サポーターステッカーは、原則、支部・支店・課等ごとに申請を行い、申請時に記載した掲示場所で掲示すること
3 第5の事由に該当した時は、共生社会サポーターステッカーの掲示を中止すること
4 本要領の実施にあたって、知事が必要と認める調査等に協力すること